

## アパートローン

(2024年1月1日現在適用中)

No.	項目	内容
1	対象者	アパート・賃貸マンションの経営を現在行っている、またはこれから行おうとする個人および法人の方
2	資金使途	(1) アパート・貸家・賃貸マンション等賃貸用住宅の新築・中古物件の購入資金 (2) アパート・貸家・賃貸マンション等賃貸用住宅の増改築資金 (3) 上記資金に係る他行借入の肩代わり資金
3	融資金額	1 お取引先、原則として3億円以内(10万円単位)
4	借入利率	当行審査基準に基づく所定の金利(変動金利型・固定金利選択型)
5	融資形式	証書貸付
6	融資期間	新築物件：原則として最長30年以内でかつ 構造別法定耐用年数以内(据置1年可) 中古物件：原則として最長30年以内でかつ 「構造別法定耐用年数－建物建築後年数」以内
7	返済方法	元利金均等毎月分割返済
8	担保	対象建物およびその底地に、原則として第1順位の抵当権を設定させていただきます。
9	火災保険	融資期間中は火災保険に加入させていただきます。 (質権設定は行いません。)
10	団体信用生命保険	加入・不加入を選択していただけます。
11	連帯保証人	「経営者保証に関するガイドライン」等を踏まえて、検討させていただいた結果、法人の代表者等に保証人となっていただく場合があります。
12	延滞損害金	年14.6%
13	取扱手数料	融資金額×0.55%(税込) ※ただし165,000円(税込)を下限とさせていただきます。
14	期限前返済違約金	(1) 本商品に基づくお借入は、原則として、お客さまのご都合で当初お借入期限より前に、元金の一部または全部を繰り上げてご返済(以下、期限前返済)いただくことができません。 (2) ただし、期限前返済を行わざるを得ない相応の理由であることを当行が認め、且つ、お借入当初に締結させていただく約定書に則って算出された違約金をお支払いいただく場合は、期限前返済を行うことができます。 (3) 融資対象物件のご売却に伴う期限前返済は、違約金をお支払いいただく対象となりません。 (4) 詳しくは、お近くの仙台銀行窓口へお問い合わせください。

No.	項 目	内 容
15	お 申 込 時 の 必 要 書 類	(1) 融資申込書 (2) 団体信用生命保険申込書兼告知書 (団信へ加入される場合) (3) 団体信用生命保険に関する念書 (団信へ加入されない場合) (4) その他借入申込に必要な書類
16	取 扱 店 舗	全 店

当行が契約している指定紛争解決機関：一般社団法人全国銀行協会  
連絡先：全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017-109